

令和2年11月30日

令和2年鳥羽市議会会議  
提出議案

鳥羽市長

令和2年11月30日会議提出議案一覧表

議案第43号	令和2年度鳥羽市一般会計補正予算（第12号）	・・・ 別冊
議案第44号	令和2年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	・・・ 別冊
議案第45号	令和2年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	・・・ 別冊
議案第46号	令和2年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第5号）	・・・ 別冊
議案第47号	令和2年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	・・・ 別冊
議案第48号	令和2年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第1号）	・・・ 別冊
議案第49号	鳥羽市職員給与条例の一部改正について	・・・ 1
議案第50号	鳥羽市学校設置条例の一部改正について	・・・ 3
議案第51号	鳥羽市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について	・・・ 5
議案第52号	鳥羽市消防団条例の一部改正について	・・・ 7
議案第53号	鳥羽市火災予防条例の一部改正について	・・・ 9
議案第54号	第六次鳥羽市総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について	・・・ 12
議案第55号	指定管理者の指定について（鳥羽市立長岡診療所）	・・・ 13
議案第56号	指定管理者の指定の一部変更について（鳥羽市民体育館他5施設）	・・・ 14
議案第57号	指定管理者の指定について（鳥羽市民体育館他6施設）	・・・ 15
議案第58号	伊勢市児童発達支援センターの鳥羽市民の利用に関する協議について	・・・ 16

議案第49号

鳥羽市職員給与条例の一部改正について

鳥羽市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日 提出

令和2年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

人事院勧告に基づき、本市職員の期末手当を引き下げる改正を行いたく、本提案とするものである。

## 鳥羽市職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 鳥羽市職員給与条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第43条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 鳥羽市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第43条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第50号

鳥羽市学校設置条例の一部改正について

鳥羽市学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日 提出

令和2年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

児童数の減少による市立小学校の統合に伴い、鏡浦小学校を廃止したく、本提案とするものである。

鳥羽市学校設置条例の一部を改正する条例

鳥羽市学校設置条例（昭和39年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表鳥羽市立鏡浦小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 5 1 号

鳥羽市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について  
鳥羽市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次の  
ように定める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 提 出

令和 2 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

鳥羽市消防庁舎の新築移転に伴い、消防本部及び消防署の位置を変更したく、  
本提案とするものである。

鳥羽市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
鳥羽市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和42年条例第12号）の一  
部を次のように改正する。

第3条及び第4条中「鳥羽市船津町281番地」を「鳥羽市安楽島町1459番地  
3」に改める。

附 則

この条例は、令和3年3月1日から施行する。



議案第52号

鳥羽市消防団条例の一部改正について

鳥羽市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日 提出

令和2年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

消防団を充実強化し災害時の地域防災力の向上を図るため、新たに災害支援団員制度を導入したく、本提案とするものである。

鳥羽市消防団条例の一部を改正する条例

鳥羽市消防団条例（昭和47年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（団員の種類）

第3条の2 団員は、次の各号に掲げる基本団員及び災害支援団員とする。

- （1） 基本団員 災害支援団員以外の団員をいう。
- （2） 災害支援団員 市長が別に定める特定の役割又は活動に限り従事する団員をいう。

第4条第1項に次の1号を加える。

- （4） 災害支援団員にあつては、団員又は消防職員として1年以上の経験を有する者

第4条第2項を削る。

第6条第2項第3号中「第4条第1項」を「第4条」に改める。

別表第1に次のように加える。

災害支援団員	年額	6,000円
--------	----	--------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第53号

鳥羽市火災予防条例の一部改正について

鳥羽市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日 提出

令和2年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、規制対象となる急速充電設備を拡大し、あわせて火災予防上必要な措置を定めたく、本提案とするものである。

## 鳥羽市火災予防条例の一部を改正する条例

鳥羽市火災予防条例（昭和37年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第11条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第12号において同じ。）をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イ後段を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第12号を第16号とし、第11号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改

め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第44条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の鳥羽市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

議案第 5 4 号

第六次鳥羽市総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について

第六次鳥羽市総合計画基本構想及び前期基本計画を別冊のとおり策定することについて、鳥羽市議会基本条例第 8 条の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 提 出

令和 2 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

第六次鳥羽市総合計画における令和 3 年度から令和 1 2 年度までを計画期間とする基本構想及び令和 3 年度から令和 7 年度までを計画期間とする前期基本計画を策定したく、本提案とするものである。

議案第 5 5 号

指定管理者の指定について（鳥羽市立長岡診療所）

次のとおり地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
鳥羽市立長岡診療所	東京都千代田区平河町二丁目 6 番 3 号 公益社団法人地域医療振興協会 理事長 吉新 通康	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 提 出

令和 2 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、指定管理者を指定したく、本提案とするものである。

## 議案第56号

指定管理者の指定の一部変更について（鳥羽市民体育館他5施設）

平成31年3月27日議案第46号で議決を経た指定管理者の指定について、次のとおり内容の一部を変更するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

### 記

#### 1 公の施設の名称

鳥羽市民体育館

鳥羽中央公園野球場

鳥羽中央公園相撲場

鳥羽中央公園庭球場

鳥羽中央公園多目的グラウンド

鳥羽中央公園水泳プール

#### 2 変更事項

指定の期間

変更前 平成31年4月1日から令和4年3月31日まで

変更後 平成31年4月1日から令和3年3月31日まで

令和2年11月30日 提出

令和2年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

#### 提案理由

指定管理者である公益財団法人鳥羽市武道振興会が令和3年3月31日をもって解散することに伴い、本提案とするものである。



議案第 57 号

指定管理者の指定について（鳥羽市民体育館他 6 施設）

次のとおり地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
鳥羽市民体育館 鳥羽中央公園野球場 鳥羽中央公園相撲場 鳥羽中央公園庭球場 鳥羽中央公園多目的グラ ウンド 鳥羽中央公園水泳プール 鳥羽市武道館	東京都千代田区神田駿河 台三丁目 3 番地 4 三幸株式会社 代表取締役 橋本 有史	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 提 出

令和 2 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条の規定により、指定管理者を指定したく、本提案とするものである。

## 議案第58号

伊勢市児童発達支援センターの鳥羽市民の利用に関する協議について

次のとおり伊勢市児童発達支援センターを鳥羽市民の利用に供させることについて、伊勢市と協議するため、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決を求める。

### 記

#### 1 利用の条件

法令及び伊勢市の条例、規則その他の規程の定めるところによる。

#### 2 経費の負担

法令及び伊勢市の条例、規則その他の規程の定めるところによるもののほか、その都度伊勢市及び鳥羽市で協議して定める。

令和2年11月30日 提出

令和2年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

#### 提案理由

子育て環境の充実を図るため、伊勢市児童発達支援センターを鳥羽市民の利用に供させることについて伊勢市と協議したく、本提案とするものである。